

日本共産党のおだぎりたかしです。通告に従い大きく4点質問します。

第1は、中部地域のまちづくりとして2点お聞きします。

まず（1）初石駅西口広場の利便性向上についてです。年末に駅橋上駅の利用がスタートします。それに伴い、駅舎入口は移動します。そこで、まず既存駅舎入口より何メートル南側に移動するのですか？また隣接する自転車駐車場やスーパーマイン駐車場の利用形態やフェンス、車止めの在り方次第では利便性に大きな差が生じますが、どのような協議をしていますか。また現行のトイレと改札口、駅員詰め所の撤去が西口広場の利便性向上には不可欠ですが、協議はどうなっていますか、費用負担を含め答弁を求めます。

次に（2）都市軸道路については2点お聞きします。交通量が増加している都市軸道路では、今でも児童生徒の登下校の際、危険な状況が散見されています。そこで所管する千葉県や県警に働きかけるべき2点の改良についてお聞きします。

ア、おたかの森西3丁目9番地地先T字路の歩道は、児童生徒数に比べ、横断歩道から歩道に入る入口部分が狭く、1回の信号では渡り切れない場合や、一度、車道に出て縁石を飛び越え、歩道へ入るケースもあります。横断歩道に接続する歩道入口の幅を広げるべきと考えますがどうか。

またイ おたかの森西交差点については、残り時間表示機能付き歩行者用信号を導入すべきと考えますが、どうか合わせてお答えください。

次に大きな2、住宅政策についてです。

今年5月臨時議会で承認された集合住宅に対する固定資産税の減額措置は、積極的に制度利用が促進されるべきと私は考えます。そこでお聞きします。今年の臨時議会でも、2023年の臨時議会でも私は総務委員会で指摘しましたが、周知等の取り組みはどうなっていますか、対象となりえる物件数や申請件数、減税件数等はどうなっていますか、当局の見解を求めます。

また今制度改正の目的達成に加え、流山市住生活基本計画の実現や本市マンション管理計画認定制度の活用促進につなげられるよう建築住宅課等との組織横断的な取り組みが必要と考えますが、答えてください。

次に大きな3、**徴税業務**について質問します。市民の方が初めて経験した税等の未納・滞納の窓口相談で、困り果て、私に初めて相談され、私も久しぶりに2回、直接同行しました。その業務対応に疑問を持ち、私は国税庁から直接聞き取りしました。国税と地方税の取扱いの違いを前提にしながらも、ご説明を頂きましたので以下、質問します。

1つは、滞納者には命や人権はないのでしょうか。国税庁は私に、「滞納者は全て悪人という立場に立たず、守るべき命と人権はある」と明確です。しかし今回のケースでは、滞納額を返済するため、自ら進んで相談している市民に対し、債権回収室長は自ら行った業務執行について「相談者の廃業や自死も想起した」と窓口で認めました。そこで、「相談者の廃業や自死も早期下」業務とは、どんな法令にもとづく業務なのか根拠を示すとともに、人命や人権をどのように捉えているのかお答え下さい。

2つは、地方税を預かる者が国税に口を挟めるのでしょうか。国税庁は「国税を預かる身分の者以外はそんな発言はできない。また相談者との話し合いもなく、一括返済を求めない」と私に明確に否定されました。しかし今回のケースでは、相談者に対し、債権回収室長自らが「国税は、今は分割納付を認めても、年度末には一括返済を求める」と発言し、相談者に恐怖心を与えています。そこで、地方税法を預かる身分でありながら、国税やその徴収にまで口を挟める法令根拠をお示ください。また相談者と税務署との信頼関係に深い傷をつくってしまった点についても、問題ないのですか？お答え下さい。

3つは、返済額の決定は市が一方的に決定するものなのでしょうか。国税庁は、「滞納額はあくまでも相談者と相談し決めるもので、国から提示する金額以外は相談しないという態度はとらない」との説明です。しかし今回のケースでは、相談者が4月に一人で市の窓口で来た際、債権回収室の職員は「月々25万円、市が提示する額以外、一切、交渉しない」という高圧的態度だったそうです。2回目、私と一緒に同行した際も、債権回収室長は、経費を全く考慮せず月25万円という返済額を「自分が試算した」と認めながらも、それらを差し引いても「月18万円」という返済額は譲れないというものでした。そこで、これでは話し合いになりませんが、どのような法令根拠で一方的な返済額の決定をしているのでしょうか、お答え下さい。

4つは、相談者でもない部外者への調査とは、国税通則法46条の調査としては正しいのでしょうか。今回、私が同行した5月16日の相談時、窓口対応をされた債権回収室長は調査について一言も触れず、その後、相談者に連絡もせず、5日後の5月21日付で、相談者にとって一番契約額の大きな取引先へ、調査書を発送していました。5月30日、私が2回目となる同行した際、債権室長は調査書の発送を認め、その法的根拠を国税通則法46条とし、条文については私の求めに応じ、文章を渡されました。国税庁の説明では、「国税通則法46条の納税の猶予という項目は、納税者の人権に配慮する項目」と前置きしたうえで、「国税通則法46条の調査とは、あくまでも相談者への調査であって、第3者や取引先への調査ではない」

と明確に否定しており、市の対応との大きな開きが生じています。なぜこのような差が開くのか、まずご説明を頂きたい。国税庁の説明では、「仮に取引先など第3者へ調査をする場合、国税徴収法141条に基づき、滞納処分をするとき」としています。今回のケースとは大きく異なると捉えていますが、市はどう受け止めていますか、第3者への調査の実施に関する法令根拠もお示しください。答弁を求めます。

最後に5つは、債権回収に従事されている職員や業務についてです。人権研修がおろそかにされ、法令の逸脱が強く疑われるような業務命令が常態化しているのではないかと強く私は疑義を持つものです。組織として調査し、是正すべきは是正すべきと考えますが、どうですか、見解を求めます。

最後に大きな4 特別支援学校の市内新設については、4点、通告を読み上げます。

(1) 市民要望をうけ、県知事に要望しながら、実施計画や総合計画上に位置付けているのか。また2年前も含め、過去の市長選挙時に発行しているマニフェストにはどのような位置づけをしてきたのですか、お答えください。

(2) 国会・政府にとどまらず、県知事を含めた特別支援学校に関する意見書を我が党が提案し、他会派の協力もあり、市議会で可決されてきた経緯があります。また学校現場やPTAなどは、教育予算拡充に関する国への意見書提出を求める議会への陳情提出運動を毎年度展開し、世論と運動を高めてきました。こういう経緯について、市長はどう捉えているのか。過去、市議会での意見書可決を受け、過去どのような働きかけを国・県に行ってきたのですか、お答えください。

(3) 令和7年第1回臨時市議会の冒頭、県立特別支援学校の新設にあたり、「南流山中学校の生徒の安心安全を第一に、千葉県と協議を進めていくとともに、保護者や地域住民の皆様には、県と連携しながら丁寧に説明を行ってまいります」としましたが、どのような影響があると捉えているのですか。併せて、南流山中学校の生徒数と生徒一人当たりの運動場や体育館等の面積の推移を示して頂きたい、答弁をまず求めます。

また、この約束を守るためには、県立特別支援学校が併設しても、ソフト面だけではなく、ハード面でも学校環境にプラスになったという実感が持てるよう現場への配慮が必要と考えますが、市長として特別な方策や取り組みを考えているのですか。お答えください。

(4) 特別支援学校は、各障害に応じ、専門知識をもった教職員らの日々の努力と奮闘で運営が行われているものの、第217回通常国会において議論されている

教員給与特別措置法改定案では、新たに創設される学級担任手当から特別支援学校・特別支援学級の教員を対象外にし、特別支援調整額も引き下げられる内容となっており、懸念と批判が広がっています。市長はどう捉えていますか見解をお聞きます。